

D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D15	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	全体	どのような場合に「特定の者」研修を選択しうるか、適切な例をお示しいただきたい	<p>特定の者の研修事業は、ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者介護職員等との個別的な関係性が重視されるケースについて対応するものである。以下に限定されるものではないが、具体的な障害等を例示するとすれば以下のような障害等が考えられる。</p> <p>〈障害名等の例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筋萎縮性側索硬化症(ALS)又はこれに類似する神経・筋疾患 ・筋ジストロフィー ・高位頸髄損傷 ・遷延性意識障害 ・重症心身障害 等 <p>なお、上記のような対象者であって、対象者も限定されている場合は、障害者支援施設においても「特定の者」研修を選択しうる。</p>
D16	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	実地研修	特定の者対象の研修の場合、経鼻胃管チューブが胃まで届いているかの確認は誰が実施することとして研修を行えばよいか。	<p>経鼻胃管チューブが胃まで届いているかの確認については、重要な事項であるので、介護職員等が行う手順としても、栄養を注入する前に、少なくとも鼻から管が抜けていないか、口腔内で経鼻胃管がとぐろを巻いていないか程度は確認するように手順の中に含めているところである。</p> <p>注入前に、シリンジで内容物を吸う、空気を入れてバブル音を確認するといった処置に関しては、知識としてもっていただく必要があるため、講義では説明していただきたいが、基本的には、経鼻経管栄養の際には、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は医師、保健師、助産師又は看護師が行うこととしており、例えば在宅においては、訪問看護師等の医療者が確認する事項、あるいは家族が確認する事項として位置づけられており、介護職員等には要求しないこととしている。</p>
D17	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	基本研修	ALS等の進行性疾患の場合、現在は喀痰吸引等の必要はないが、将来必要になる可能性がある。このような者を担当している、又は担当する可能性がある介護職員等の場合、特定の者の基本研修でシミュレーター演習まで終了し、当該対象者が喀痰吸引等が必要になる際に現場演習を実施し評価を受け合格した上で実地研修に進むことで良いか。その際、研修実施機関はシミュレーター演習まで終了した旨の証明書を発行できると解して良いか。	<p>お見込みのとおり。</p> <p>平成23年度中に研修の全課程を修了できない場合の取扱いについては、追って提示する予定。</p>